

赤平市起業支援事業補助金

起業・新規事業参入を支援します！

市内で新たに起業する中小企業者、中小企業団体などが対象です。

対象となる方

市内に事業所を設置し、通年で営業する事業を起業する方

補助対象

- ①事業所などの建築費(増改築含む)
- ②設備及び備品の購入費
- ③広告宣伝費
- ④事業用車両の購入費

補助金額

対象経費の2分の1以内
(300万円が上限)

「新しい仕事を
興したい!!」
スタートを
応援します



融資制度・助成制度

中小企業融資事業

●対象者

- 市内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者。

●対象条件

資金の種類	融資額(万円)	返済期限
運転資金	500	5年以内
設備資金	1,000	7年以内
特別資金	2,500	15年以内

※融資限度額は2,500万円

●融資利率

- 運転資金 0.2%
 - 設備資金 0.3%
 - 特別資金 0.5%
- } + 長期プライムレート

●保証料の補給

- 当該融資につき保証協会の信用保証料の全額を補給します。

中小企業利子補給制度

●対象融資

- 赤平市中小企業融資条例による設備資金及び特別資金
- 赤平商工会議所が斡旋した設備資金

●対象者

- 貸付条件どおり返済していること

●利子補給額

- 年利2.5%を越える部分の2%まで(最初の5年間のみ)

倒産関連融資利子補給制度

●対象融資

- 北海道中小企業総合振興資金融資制度の経済環境変化対応貸付

●利子補給額

- 借入利率のうち1%の利率で計算した額(総額で200万円が限度)

店舗近代化促進事業助成金

●対象者

- 商業者(法人・個人を問わず)
- 従業員が10人未満であること

●助成額

- 新築 100万円(経費が500万円以上)
- 増改築 50万円(経費が200万円以上)
- 外観改修 30万円(経費が100万円以上)

勤労者生活資金貸付事業

●対象者

- 赤平市民
- 市内の事業所などに1年以上勤務

●貸付限度額

- 30万円(返済36カ月以内)

●貸付利率

- 取扱い金融機関の定めるところによる

○企業向けの各融資資金及び助成金は、市税などの滞納がないことが条件となります。

赤平市チャレンジレンジ 産業振興奨励事業補助金

新製品の開発や改良など、意欲的で前向きな企業をサポート！
市内の中小企業者、中小企業団体またはその他団体が対象です。

補助対象事業

産業振興・地域振興の活性化につながる下記のいずれかに該当する事業

- ①新製品の開発及び既存製品の改良などのための試験、研究または調査にかかわる事業
- ②農商工連携などの共同事業化にかかわる事業
- ③地場産品のブランド化または販路拡大にかかわる事業
- ④新分野進出などにかかわる事業
- ⑤起業などにかかわる事業

補助金額

補助金の交付額は対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度とします。

ただし、複数年度にわたる事業については3年以内とし、各年50万円以下で総額150万円を限度とする。なお、ほかの助成制度の適用が受けられる場合は、市長が必要と認める額とする。



新製品・共同事業化
販路拡大・新分野…
チャレンジを
サポートします

赤平市企業振興促進事業

赤平市における企業振興のため、市内に工場または特定施設を新設または増設する事業に課税の免除及び助成を行い、経済の発展と雇用拡大を図ります。

対象の事業所

工場

物の製造、加工及び修理を行うための施設

特定施設

製品などの開発を行うための試験研究施設、ソフトウェアハウス、農林水産関連施設、医療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、宿泊施設、観光施設

雇用に対する助成

新設または増設に係る雇用者（市内居住者に限る）1人に対し50万円

（交付は1回限りで限度額は5,000万円）

用地取得に対する助成

新設または増設に係り、市内の用地を取得した場合に100分の30を乗じて得た額

（交付は1回限り）

課税の免除及び助成措置の対象など

赤平市内に立地する工場があって、新設または増設の投資額が1,500万円以上で、これに伴い新規雇用者が3名以上であること。

課税免除

固定資産税を5年間全額免除

投資額に対する助成

新設または増設に係る投資額の100分の10に相当する額

（交付は1回限りで限度額は5,000万円）

工場・施設の
建設促進！
雇用拡大！
大歓迎です



市内の事業者を応援します

【問合せ・相談】

商工労政係

☎32-1841